

【19 織 豊 政 権】

- ④ **パターン 1** 定 安土山下町 中 (抄)
 一 (1) 当所中樂市として仰せ付けらるるの上は、諸座・諸役・諸公事等、悉く免許の事。
 一 往還の商人、(2) 上海道はこれを相留め、上下とも当町に至り寄宿すべし。

- ④ ☒ 問 1 「当所」とはどこを指すか。 (岡山・関西学院)
 ③ ☒ 問 2 「上海道」とは何か。 (明治・早稲田)
 ② ☒ 問 3 この法令は、西暦何年に出了れたか。 (日大 経済)
 ④ ☒ 問 4 この法令は何か。 (東北学院 文)
 ④ ☒ 問 5 この法令は誰が發布したか。 (東北学院 文)

安土
 中山道
 1577年
 樂市・樂座令
 織田信長

- ③ **パターン 2** 国人并に百姓共に合点行き候 様に、能々申聞かすべく候 (中略) 百姓以下に至るまで相届かざるに付ては一郷も二郷も悉くなでぎりに仕るべく候。

- ③ ☒ 問 1 この史料は何に関するものか。 (法政・関西学院)
 ① ☒ 問 2 これはどの地方に実施を命じたものか。 (法政 法)

太閤検地
 奥州

- ⑤ **パターン 3** 一、諸国 (A)、刀、脇指、弓、やり、てつはう、其外武器のたぐひ所持候 事、堅御停止候。其子細は、いらざる道具をあひたくはへ、(B)・所当を難渋せしめ、自然一揆を企て、(C)にたいし非儀の動をなすやから、勿論御成敗あるべし。

- ⑤ ☒ 問 1 空欄にそれぞれ適語を記せ。 (中央・立命館・南山)
 ② ☒ 問 2 この法令は西暦何年に出了れたか。 (南山 外国語)
 ④ ☒ 問 3 この法令を出したのは誰か。 (京大・南山)
 ③ ☒ 問 4 この法令と同時に出了れた法令は何か。 (立教・京大)

百姓・年貢・給人
 1588年
 豊臣秀吉
 海賊取締令

解 説

▶ 1 樂市・樂座令 (『八幡町共有文書』)

訳：安土山の城下町に対して定める。

- 一、この町を樂市として命じたうえは、いろいろな座の制約や、座役、座の雑税などはすべて免除する。
 一、往来する商人について。中山道を通ることはやめて、京都への行きも帰りもこの町に寄宿するようにせよ。

- ① 安土は現在の滋賀県に当たる。
 ② 樂市・樂座令は新儀商人 (座を形成していない商人) 保護が目的。
 ③ 織田信長が安土で徳政を行わなかった理由は、城下の新儀商人が安心して商売ができるように取り計らったためである。 (岡山大)
 ④ 信長は、美濃の加納でも1568年に出している。 (京都産業)

▶ 2 検地の強行 (『浅野家文書』)

訳：国人や百姓たちが納得のゆくように、よくよく申し聞かせるべきである。百姓以下の者まで従わぬ場合は、村ぐるみで皆切り殺しなさい。

上の文章は、1590 (天正18) 年に、検地に反対して一揆を起こした陸奥 (奥州) の農民に対して検地を強行するように、秀吉が命じた文書。

- ① この文書は、当時の検地奉行 浅野長政に宛てられたもの。 (竜谷)
 ② 検地反対一揆は、陸奥国大崎で起きたものが有名である。

▶ 3 刀狩令 (『小早川家文書』)

訳：諸国の百姓たちが、刀・脇指・弓・槍・鉄砲のほか武器に類するものを持つことを堅く禁止する。その理由は以下のとおり。農耕に必要な武器類を持っていると、つい年貢などを出し渋るようになる。もしそうなって一揆を企てて、領主に対して、けしからぬ行為をすれば、その連中はもちろん厳しく処罰されるべきである。

- ① 「給人」とは領主のこと。